別紙２

東京都公衆衛生歯科医師　勤務条件等

１　給与

医歴によって初任給が決まります。医歴 3 年の場合で約 1,000 万円（税込）、医歴 10 年で約 1,100 万円（税込）、医歴 20 年で約 1,200 万円（税込）です。

通勤手当は交通実費相当額を支給、その他扶養手当、住居手当等（支給要件あり）の制度があります。

２　勤務時間、休日、休暇等

勤務時間は、週 38 時間 45 分で、週休 2 日制です。休日は、土曜日、日曜日のほか国民の祝日、年末年始です。 なお、感染症発生時等においては、休日出勤する場合があります。

他に年次有給休暇、夏期休暇及び慶弔休暇等の制度があります（各自治体の条例・規則によります)。

＜勤務時間の例（※注意：都の保健所の場合。自治体により異なります。）＞

① 午前 7 時 30 分から午後 4 時 15 分まで
② 午前 8 時から午後 4 時 45 分まで
③ 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
④ 午前 9 時から午後 5 時 45 分まで
⑤ 午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分まで
⑥ 午前 10 時から午後 6 時 45 分まで

３　福利厚生

職員住宅については歯科医師専用のものはなく、他の職員と同等の資格で応募できます。（入居要件があり、必ず入居できるとは限りません。）

このほかにもさまざまな制度があります。詳しくは東京都人事委員会、特別区人事委員会のホームページを御覧ください。

東京都人事委員会：https://www.saiyou.metro.tokyo.lg.jp/

特別区人事委員会：https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiiinkaitop/index.html

４　研修

公衆衛生行政について必要な勉強や情報を習得できる体制を充実させています。

保健医療局各部等の主催する研修が随時行われています。

学会への出席については、必要性に応じて、申請により所属の許可を得た上で、参加することができます。